

登米市農業再生協議会水田管理システム導入業務 仕様書

1 業務名

登米市農業再生協議会水田管理システム導入業務

2 業務目的

登米市農業再生協議会（以下「甲」という。）では、米の需給調整と経営所得安定対策に係る各種申請手続き等を行うため、水田管理システム（以下「既存システム」という。）を導入し、運用している。既存システムはハードウェア保守（サーバ）やソフトウェア保守管理業務等の契約が令和5年3月で終了し、同年4月からは再リース契約で対応しているが、これ以上の使用は故障発生等のリスクが増すことから、機器の更新に際して新たなシステム（以下「新システム」という。）の構築が必要となった。今後も継続して、農家及び農地データ管理の正確性及び安全性の確保と、米需給調整並びに経営所得安定対策に係る業務の効率化を図ることを目的に、新システムを構築することとする。

3 業務の範囲

受注者（以下「乙」という。）が履行すべき業務範囲は、以下のとおりとする。

- 1) 【様式2-6】機能等確認表」に示す新システムの構築またはパッケージの提供、コンピューターウィルス対策ソフトの調達を行う。
- 2) ハードウェア及びハードウェアの導入に付随するソフトウェアの推奨環境について、「ハードウェア・ソフトウェア構成仕様書」を提出するものとする。尚、ハードウェア等の調達は、提出された仕様書に基づき、甲が任意の方法で調達する。
- 3) 調達したハードウェア上にシステム環境を構築する。また、クライアントの設置、ならびにネットワーク環境の設定を行い、システム運用環境を構築する。
- 4) 既存システムのデータを新システム上に移行し、移行したデータが正常に動作することを確認する。その結果、問題が発生した場合は、原因の究明を行い、原因が移行前データに起因するものでない場合は、速やかに問題の解決を行い、原因の報告を行うこと。
- 5) 新システムに移行するデータは令和8年度向けデータとし、新システムが稼働する日において、既存システムで管理しているすべてのデータとする。

データ数（令和7年度当初データ）

区分	データ数	備考
農家データ	14,420 件	令和7年3月1日現在
生産組織データ	1,469 件	
農地データ	111,902 件	

- 6) 新システム導入後においては、安定してシステムを運用させるために、運用保守に関わるサポートを実施し、問題が発生した場合には速やかに対応する。
- 7) データの破損や不慮の事故に備えてバックアップを定期的実施する。バックアップについては、自動で行えるものとし、世代管理ができるものとする。バックアップの媒体は取り外し

が可能なものとし、災害が発生しても容易に取り外し、持ち出しが可能なものとする。

- 8) セキュリティについては、非常に重要な位置づけのものであり、盗難や漏洩のないことはもちろん、データやシステムに影響を及ぼすコンピューターウィルスに対しても必要な対策を実施するものとする。
- 9) 操作研修については、乙が用意した操作マニュアルを利用して、本稼働前に実施する。また、研修で使用するテストデータについては、移行が完了した本番データとするが、研修が終了した時点において、乙が、研修前の状態に戻すこととする。

4 納入について

納入に関しては、以下の要件に従い、確実に実施するものとする。

- 1) 業務委託期間 令和8年4月1日から、令和13年3月31日とする。

- 2) 履行期間

本契約におけるソフトウェアの賃貸借期間及び運用保守サービスの履行期間は、令和8年4月1日から、令和13年3月31日までの5年間とする。

- 3) 納入物件

- ①実施計画書（実施体制表、工程表を含む）：書面及び電子データ
- ②水田管理システム一式（システム及び運用に必要なアプリケーション、ミドルウェア等）
メインクライアント：1台
サブクライアント：23台
- ③ハードウェア・ソフトウェア一式（サーバー、クライアント、及びネットワーク機器を含む周辺機器等）に係る構成仕様書：書面
- ④操作マニュアル：書面23部及び電子データ
- ⑤打合せ議事録：書面
- ⑥サーバー構築定義書：書面及び電子データ
- ⑦ネットワーク設定書：書面及び電子データ
- ⑧ネットワーク構成図：書面及び電子データ

- 4) 納入場所

別紙「水田管理システム設置予定一覧表」のとおり

5 システム構築について

システムの導入にあたって、システムの開発及びシステムのカスタマイズが必要な場合は、以下の要領に従い開発及びカスタマイズ作業を実施する。尚、甲の要求事項が確実に反映されることを確認するため、プログラムの制作またはカスタマイズ作業の前に設計書を甲に提示し、承認を得るものとする。

- 1) 管理責任者の選任

乙は、開発業務全体を管理する担当者（開発管理者）と責任者（開発責任者）を選任し、品質の維持管理に努める。また、制作メンバー及びネットワーク技術者を含めた体制表を甲に提出する。

2) スケジュール管理

乙は、実施計画書として納入する工程表とは別に、開発及びカスタマイズ作業の進捗を管理するスケジュール表を作成し、甲に対し定期的に進捗の報告を実施する。

3) 設計作業

甲の要求事項を、システム設計書またはカスタマイズ設計書として取りまとめ、甲の承認を得ること。また、完成した設計書は、納品物件とする。

4) 開発環境

システムの開発並びにカスタマイズを行う環境は乙が用意し、また、必要な資源においても乙の保有する資源を利用すること。尚、作業場所については乙の事務所または乙の用意した事務所とする。

5) 仕様打合せ

仕様の打合せには、開発責任者が必ず立ち会うものとし、打ち合わせ日程や場所については、甲と調整して決定すること。また、打ち合わせ内容については、議事録を作成して甲の承認を得ること。

6) 法令改正等への対応

本業務は、経営所得安定対策等の制度に対応した業務であり、導入するシステムについても制度に対応していなければならない。よって、納品前に制度改正等が発生した場合には、制度改正内容に対応したシステムを納品すること。

7) システムの導入について

本システムを導入するにあたっては、実施計画に記載された体制において、同工程表に従って実施するものとする。尚、体制や工程表の見直しが必要となった場合は、速やかに甲と調整の上、改訂版の提出を行う。また、外部に工事の委託等が発生する場合は、甲の了承のもと、乙が全ての調整を行うこととする。

6 システムの保守について

本稼働後に発生するシステムの保守については、本業務の調達範囲で実施することとする。

1) 甲からのシステムに関する問い合わせについて、速やかな対応を行う。尚、回答は、統一的な書式を用いた書面によって実施すること。

2) システムの故障・障害に対しては、甲からの要請に基づき、迅速に復旧対応を実施する。また、現地訪問保守については、障害発生時から2時間以内に行うこと。ただし、甲が認めた場合はこの限りではない。実施した障害の対応については、内容、原因、対応結果、担当者等記述した、統一的な書式を用いた書面によって報告を行うこと。

3) 制度改正によるシステム改修や、利用面・運用面から考慮された標準システムのレベルアップについても、業務の範囲として実施すること。尚、実施する内容に対しては、甲に書面にて連絡の上、適応日時等の調整を行うこと。

4) 障害対応、システム改修、レベルアップにおいて、利用方法や運用方法に差異が生じた場合は、対応するマニュアルの改訂を実施すること。

5) コンピューターウィルス対策については、対策ソフトの導入とライセンスの更新を本業務の

範疇とし、必要に応じてバージョンアップを実施すること。

- 6) 対応した保守作業については、障害対応、問合せ対応、システム改修、レベルアップ作業の区分が分かるように報告書（台帳）を作成し、年に1回報告すること。尚、保守作業の都度提出した書面については、再提出の必要はない。

7 特記事項

本業務は、農家の個人情報扱う業務であり、導入作業及び保守作業を行うにあたっては、セキュリティ対策を十分に講じること。尚、乙はセキュリティ対策が十分に行える体制を整えること。

8 見積書の内容

見積書の内容に関しては、以下のとおりとする。

1) システム導入費用

システム開発費用またはパッケージ費用、オプション製品及びシステムカスタマイズ費用、データ移行費用・システム動作環境設定費用・ネットワーク設定費用等の導入費用とする。

2) 水田管理システム運用に必要なソフトウェア費用

水田管理システム運用に必要なミドルウェアやランタイム、セキュリティソフト、その他水田管理システム運用に必要なソフトウェア等の費用とする。

3) 維持管理費用

本システムを運用するために必要な、5年間のシステム運用・保守費用とする。

4) その他の費用

上記に含まれない費用項目がある場合は、その費用を見積もること。

9 その他の事項

本仕様書の記載にない事項については、別途甲乙協議の上、決定する。

(別紙)

水田管理システム設置予定一覧表

番号	施設名	所在地	電話番号	メイン クライ アント P C	サブク ライア ント P C
1	登米市農業再生協議会事務局	登米市中田町上沼字西桜場 1 8	0220-34-2831	1	10
2	J Aみやぎ登米 本店 営農部営農企画課	登米市中田町石森字駒牽 2 6 5 - 1	0220-23-8003		1
3	J Aみやぎ登米 西部営農経済センター	登米市迫町佐沼字中江三丁 目 9 - 1	0220-22-3232		1
4	J Aみやぎ登米 迫あぐり店舗	登米市迫町佐沼字新大瀬 3 0 2	0220-22-8215		1
5	J Aみやぎ登米 とよまあぐり店舗	登米市登米町寺池目子待井 7 9	0220-52-3566		1
6	J Aみやぎ登米 東和あぐり店舗	登米市東和町錦織字内ノ目 7 1 - 1	0220-44-3216		1
7	J Aみやぎ登米 東部営農経済センター	登米市中田町上沼字新田 6 8 - 1	0220-34-7011		1
8	J Aみやぎ登米 豊里あぐり店舗	登米市豊里町上町裏 1 2 4	0225-76-3001		1
9	J Aみやぎ登米 南部営農経済センター	登米市米山町西野字西裏 8	0220-55-3111		1
10	J Aみやぎ登米 石越あぐり店舗	登米市石越町北郷字長根 1 2 6	0228-34-2016		1
11	J Aみやぎ登米 南方あぐり店舗	登米市南方町西山成前 7 1 - 6	0220-58-2318		1
12	J A新みやぎ 志津川営農センター	本吉郡南三陸町入谷中の町 2 4 8 - 1	0226-46-3680		1
13	J A新みやぎ 津山支店	登米市津山町横山字細屋 2 8 - 4	0225-69-2211		1
14	宮城県農業共済組合県北支所	登米市迫町森字平柳 3 4 - 8 8	0220-22-8411		1